



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年 3 月 9 日火曜日 第1539号外 1

◇ 目 次 ◇

告 示

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求について..... 1

告 示

○愛媛県告示第 456 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166 号）第52条の規定に基づき、次のとおり報告を求める。

平成16年 3 月 9 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 報告すべき者の範囲
飼養羽数が 1,000 羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者
- 3 報告すべき事項
農場における毎週月曜日から日曜日まで（第 1 回目の報告にあっては、平成16年 3 月15日（月）から同月21日（日）まで）の次に掲げる事項
 - (1) 飼養羽数
 - (2) 死亡羽数
 - (3) 鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無
- 4 報告書の提出期限
翌週の水曜日正午まで（第 1 回目の提出にあっては、平成16年 3 月24日（水）正午まで）（必着）
- 5 報告書の提出方法
持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、別記様式によること。
- 6 報告書の提出先
農場の所在地を管轄する別表に掲げる家畜保健衛生所の長
- 7 その他必要な事項
鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には、直ちに連絡すること。

別表(6関係)

提 出 先	農場の所在地
愛媛県西条家畜保健衛生所 〒793 0072 西条市氷見乙2025番地 電話番号 0897 57 9122 ファクシミリ番号 0897 57 9155 電子メール sai_katiku@pref.ehime.jp	川之江市、伊予三島市、新居浜市、西条市、東予市、宇摩郡及び周桑郡
愛媛県今治家畜保健衛生所 〒794 0026 今治市別宮町九丁目1番50号 電話番号 0898 22 0430 ファクシミリ番号 0898 22 0438 電子メール ima_katiku@pref.ehime.jp	今治市及び越智郡
愛媛県中央家畜保健衛生所 〒791 3133 伊予郡松前町昌農内641番地 電話番号 089 984 1440 ファクシミリ番号 089 984 9795 電子メール cyuo_katiku@pref.ehime.jp	松山市、伊予市、北条市、温泉郡、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県八幡浜家畜保健衛生所 〒796 8010 八幡浜市大字五反田1番耕地18番3 電話番号 0894 22 0328 ファクシミリ番号 0894 22 0343 電子メール yaw_katiku@pref.ehime.jp	八幡浜市、大洲市、喜多郡、西宇和郡及び東宇和郡
愛媛県宇和島家畜保健衛生所 〒798 0020 宇和島市高串字丁田1番耕地 電話番号 0895 22 1294 ファクシミリ番号 0895 22 9316 電子メール uwj_katiku@pref.ehime.jp	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

別記様式（5 関係）

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

年 月 日

家畜保健衛生所長 殿

報告者住所

氏名

連絡先 電話

FAX

電子メール

農場所在地

農場（ 年 月第 週分報告）

項 目	内 容	備 考
飼 養 羽 数	羽	
死 亡 羽 数	羽	
鳥インフルエンザの 可能性を否定できない ような状況の有無	あり なし (いずれかに)	(「あり」の場合は、その態様)

注1 飼養羽数の備考の欄には、健康状態についての特記事項を記載すること。

2 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

